

# 水道事業の広域連携に関する検討状況について

地区名	中南地区
構成市町村等	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村、西目屋村、津軽広域水道企業団津軽事業部、久吉ダム水道企業団

1. 地区会議の開催状況	
年度	開催回数：計7回
平成28年度	10月24日、平成29年1月25日
平成29年度	10月6日、平成30年2月26日
平成30年度	6月29日、11月28日、平成31年1月29日

2. 検討結果	
取組項目	具体的内容
(1) 営業部門関連	<p>中南地区10事業者の内、水道事業者である弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村、西目屋村、久吉ダム水道企業団の9事業者それぞれが行っている営業業務の一部一元化に向けた検討を行い、住民のサービス向上と各事業者の事務の省力化及び効率化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①受付業務(給水装置使用開始・中止・廃止届受付、漏水調査受付業務等)</li> <li>②料金徴収及び収納業務(納入通知書の発行、消込処理、収納日計作成等)</li> <li>③滞納整理業務(催促状及び催告書作成・発送、電話催告及び訪問催告、給水停止予告書の作成・送付等)</li> <li>④料金の調定等業務(検針用端末からのデータの取込み、料金請求データ作成等)</li> <li>⑤メーター検針業務(毎戸検針作業、異常水量等の調査・認定等の処理等)</li> <li>⑥止水栓開閉業務(開栓・閉栓作業、料金精算事務等)</li> <li>⑦メーター交換業務(検定満期及び故障メーター等の交換、メーター交換通知事務等)</li> </ul>
(2) 給水装置関連	<p>改正水道法では、指定給水装置工事事業者に対して更新制が導入されることから、地区内で指定業者の情報共有を図りながら、違反処分の同時施行や講習会の同時開催などの検討を行い、指定業者の資質の向上を図るとともに住民のサービス向上と各事業者の事務の省力化及び効率化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地区内の指定業者のデータベース化及び地区で指定できるシステム構築</li> <li>②地区内での違反処分の同時施行</li> <li>③地区内での技術講習会等の同時開催等</li> </ul>